

各地方整備局道路部長 殿  
北海道開発局建設部長 殿  
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省道路局路政課長

## 歩行者利便増進施設等のための道路占用者の公募による選定制度について

今般、道路法の一部を改正する法律（令和2年法律第31号）において、道路管理者は、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するため、区間を定めて歩行者利便増進道路を指定し、当該道路の区域のうち、歩行者利便増進施設等（歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設をいう。以下同じ。）の適正かつ計画的な設置を誘導するための区域を利便増進誘導区域として指定することができることとした。また、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の増進を図る上で特に有効であると認められる歩行者利便増進施設等については、利便増進誘導区域における道路占用者の公平な選定を図る観点から、道路占用の許可申請を行うことができる者を公募により決定することができることとした。

公募手続を経て選定された道路占用者による占用（以下「公募占用」という。）を可能とする本制度の運用に当たっては、別に定めるもののほか、本通知によるものとするので、下記事項に留意の上、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局交通規制課及び刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課と調整済みであることを申し添える。

## 記

### 第1 方針

公募占用は、公募により民間の創意工夫を発揮させ、長期間の認定を与えることにより、設備投資しやすくなることが歩行者の利便の増進を図る上で特に有効である歩行者利便増進施設等について、実施することとする。そのためには、当該区域における歩行者のニーズを的確に把握した上で実施すること。

### 第2 公募占用指針

道路管理者は、公募による道路占用者の選定（以下「公募選定」という。）を実施しようとするごとに、別添1の標準公募占用指針例により公募占用指針を策定し、占用希望者を募集するものとする（道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第48条の23関係）。

## 1 公募占用指針の記載事項（第2項関係）

### (1) 公募対象歩行者利便増進施設等の種類

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第16条の2の規定により、次に掲げる施設等が歩行者利便増進施設等とされており、これらのうち公募占用の対象とする必要があるものを公募対象歩行者利便増進施設等とする。

- ① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの（第1号）
- ② ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの（第2号）
- ③ 標識、旗ざお、幕又はアーチで歩行者の利便の増進に資するもの（第3号）
- ④ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの（第4号）
- ⑤ 令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの（第5号）
- ⑥ 集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資する以下のもの（第6号）
  - イ 広告塔その他これらに類する工作物
  - ロ 露店、商品置場その他これらに類する施設
  - ハ 看板、旗ざお、幕及びアーチ

### (2) 公募対象歩行者利便増進施設等のための道路の占用の場所

道路管理者は、公募占用を実施しようとする場所として、利便増進誘導区域の範囲内において公募対象歩行者利便増進施設等のための道路の占用の場所を定めることとする。この場合において、当該場所の詳細が明らかとなるよう、公募占用指針に当該場所の面積を記載するとともに位置図等を添付することとする。

このとき、道路管理者は、公募対象歩行者利便増進施設等の設置後においても、道路構造物の点検を適切に行うことができることとなるよう留意するものとする。

### (3) 道路の占用の開始の時期

道路管理者は、公募占用指針を公示するに当たり、公募選定の実施等の公募占用関係事務の処理に要する期間等を勘案し、道路の占用の開始の予定時期を記載するものとする。

- (4) 公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置  
日常的な道路の点検、清掃、植栽の管理、放置自転車対策等、一定の面積、規模を持つ公募対象歩行者利便増進施設等を道路上に設置し、長期にわたって利用するに当たって必要となる措置を占有者に行わせることとし、公募対象歩行者利便増進施設等の種類や道路の占有の場所に応じて、措置の種類及び措置の実施体制、方法、頻度等を定めるものとする。

これらの措置は、道路管理上のコスト削減にも資するものであるが、道路の厳格な点検や高架の道路構造物の剥落防止のための工事等の措置を要件とするなど、当該措置を講じることができる者が事実上限られることで公平な選定が妨げられ、又は不当な義務を課することにならないように注意するものとする。

- (5) 占用料の単価

道路管理者は、占有者が事前に公募対象歩行者利便増進施設等を設置した際に発生する占用料を算出できるよう、1年あたりの占用料単価を定めるものとする。このとき、占用料の減免措置が適用される場合には、適用後の金額を記載することとする。

なお、いわゆる定率物件については、占用許可時まで近傍類似の土地の時価に変動があり得ることを踏まえ、概数による記載もできることとする。

- (6) 認定有効期間

公募対象歩行者利便増進施設等への投資を促進させ、当該施設等による歩行者の利便の増進を最大限に図るためには、その占有に係る事業の安定性を確保する観点から、一定程度の長期にわたる道路の占有を保証する必要があることから、法第48条の23第2項の規定により、法第48条の26第1項の規定による認定の有効期間（以下「認定有効期間」という。）を20年以内と長く設定できることとしている。道路管理者にとっても、長期にわたる道路の占有を認めることにより安定的な収入を見込めることから、占有の期間を短期間に限る特段の事情がない限り、年度の途中から占有を開始した場合に当該占有の終期を年度末とする場合を考慮して、19年以上20年以内の期間を認定有効期間として設定することを基本とする。

また、認定有効期間終了後の占有許可の更新においては、関係自治体、学識経験者の意見を踏まえ、継続して占有させることが適切であると判断される場合には、占有許可を最長5年ごとに更新することは可能とする。ただし、認定有効期間終了後は法第48条の28第2項及び第4項の規定が適用されないため、その場所についての他の占有希望者による許可申請が可能となり、また、更新後の占有許可は道路管理者の裁量に係らしめられることとなることに留意する必要がある。このため、占有に係る事業の安定性を確保する観点から、更新後に5年を超える占有期間を設定すべき場合には、改めて公募占有を行う必要がある。その中で、従前の占有者の取組内容を継続させることが適切であ

る場合には、次の占用予定者の選定時には、公平性を損なわない範囲内で、従前の占用者による取組や実績を評価する旨を、あらかじめ次の占用予定者に係る公募占用指針で示すことは差し支えない。

(7) 占用予定者を選定するための評価の基準

道路管理者は、歩行者利便増進道路が、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するための道路であることが十分に理解され、公募対象歩行者利便増進施設等の占用に係る事業（以下(7)において単に「事業」という。）の実施を通じて歩行者の利便の増進が最も図られる提案が適切に評価されるよう留意するとともに、項目ごとに点数配分するなど、可能な限り客観的かつ定量的に評価を行うこととし、その旨を公募占用指針に示す必要がある。

重視されるべき評価項目は、公募対象歩行者利便増進施設等の種類や道路の特性に応じて異なることが想定されるため、評価の項目及び内容については、次の項目を参考としつつ、地域の実情や道路の特性、公募対象歩行者利便増進施設等の特性等に応じて定めることが望ましい。

- ① 事業の実施方針
- ② 事業の実施体制
- ③ 公募対象歩行者利便増進施設等の設置計画
- ④ 公募対象歩行者利便増進施設等の管理運営計画
- ⑤ 事業の実施計画

(8) 公募の実施に関する事項その他必要な事項

法第48条の23第2項第7号の規定に基づき、公募選定の日程、占用予定者の決定方法その他の第4に定める公募選定の実施に関する事項について、公募占用指針に定めて公示することとする。

また、道路の占用の許可に付す条件について、あらかじめ公募占用指針において明らかにしておくほか、公募対象歩行者利便増進施設等のための道路の占用に関する計画（以下「歩行者利便増進計画」という。）を作成するに当たって必要となる事項を記載するものとする。

2 市町村長及び学識経験者の意見聴取（法第48条の23第5項関係）

公募占用指針の策定に当たっては、あらかじめ公募対象歩行者利便増進施設等の設置を予定している場所の存する市町村を統括する市町村長の意見を聴くことにより、都市計画等のまちづくりとの整合性、当該市町村による使用の予定を確認することとする。

また、都市計画等のまちづくりとの整合性を確保するため、上記の市町村長の意見等を踏まえ、道路管理者が必要と認めるときは、関係する市町村、都道府県又は国の意見を併せて聴くこととする。

併せて、歩行空間の利活用によるまちづくりや地域活性化に識見を有する学識

経験者2人以上に意見を聴くこととする。この際、これら学識経験者に加え、地域の住民や、商工会議所等の地域経済を代表する者で構成される評価・選定のための委員会を設置して行うことが望ましい。委員会の構成員については、公募占用歩行者利便増進施設等の特性や想定する事業内容に応じて構成することが望ましい。

さらに、委員会を設置する場合には公表基準や議事録の公表についても定めておくことが望ましい。

### 3 公募占用指針の公示（法第48条の23第6項関係）

#### (1) 公募占用指針の策定に伴う公示

道路管理者は、公募占用指針を策定した場合には、事務所への備付け、ホームページへの掲載その他の方法により、これを公示する。公募占用指針の公示は、別添2の標準公募占用指針公示例によるものとし、公示期間は、原則として、公示の日の翌日から30日間とする。

また、公募占用指針は、公示後速やかに交付を希望する者への交付を開始することとし、公示期間終了の前日まで交付することとする。

なお、公募占用指針の交付期間、交付場所及び交付方法を公募占用指針の公示において明らかにするものとする。

#### (2) 公募占用指針の変更又は取消しに伴う公示

公募占用指針を公示した後、災害等により道路の状況が変化し、占用予定場所に公募対象歩行者利便増進施設等を設置することにより道路の構造又は交通に支障を生じることになるなど、やむを得ない事情がある場合に限り、公募占用指針の変更又は取消しを行うことができるものとする。変更又は取消しを行った場合には、公募占用指針を策定した場合に準じ、十分な公示期間をもってこれを公示するものとする。

### 4 説明会の開催

道路管理者は、公募占用指針の記載事項の詳細について周知するため必要があると認めるときは、説明会を実施するものとする。

説明会は、原則として、歩行者利便増進計画の提出期限の30日前までに実施するものとし、説明会を行う場合においては、次に掲げる事項を公募占用指針において明らかにするものとする。

- (1) 説明会を実施する旨
- (2) 説明会の日時及び場所
- (3) 説明会への参加申込方法、申込期間及び申込先
- (4) その他必要な事項

### 5 公募占用指針に関する質問書

道路管理者は、公募占用指針に関する質問をメール、書面等で受け付けることとし、その旨及び次に掲げる事項を公募占用指針において明らかにするものとする。

- (1) 質問書の提出先
- (2) 質問書の提出期間
- (3) 質問書に対する回答を閲覧に供する旨、閲覧場所及び閲覧期間

質問書の提出期間は、原則として、公募占用指針の公示日から歩行者利便増進計画の提出日の10日前までの間とし、道路管理者は、原則として、質問書の提出を受けた日から起算して5日以内に、その都度、回答を閲覧に供することとする。

### 第3 歩行者利便増進計画

道路管理者は、公募選定の実施のため、参加希望者から歩行者利便増進計画の提出を求めるものとする（法第48条の24関係）。

#### 1 歩行者利便増進計画の記載事項（第2項関係）

- (1) 法第32条第2項各号に掲げる道路占用許可申請書の記載事項

道路管理者は、歩行者利便増進計画を審査することによって、当該計画の提出者に道路の占用の許可を行うことの可否を判断することに鑑み、歩行者利便増進計画の記載事項として、道路占用許可申請書の記載事項と同等のものを求めることとする。

- (2) 公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い講ずる清掃その他の措置

道路管理者が公募占用指針に定める公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置について、参加希望者が適確に講ずる見込みがあることを確認するために記載を求めることとする。

- (3) その他国土交通省令で定める事項

道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号。以下「規則」という。）第4条の16において準用する第4条の5の3において、①から③までに掲げる事項を定めることとしたほか、④及び⑤に掲げる事項の記載を求めることを基本とする。

- ① 氏名、生年月日、性別その他必要な事項（第1号及び第2号）

参加希望者が法第48条の25第1項第4号に規定する不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことを確認するために記載させるものであり、参加希望者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者について記載させる。

- ② 公募対象歩行者利便増進施設等を設置する予定期間（第3号）

参加希望者が占用を希望する期間を記載させ、当該期間が道路管理者が定める認定有効期間の範囲内であることを確認する。また、占用期間の開始希

望日、原則として5年ごとの更新予定日、終了予定日を併せて記載させる。

③ 占用料の額（第4号）

占用面積に応じて試算した占用料の額を記載させ、参加希望者が想定する  
占用料の額と実際に生ずる占用料の額に大きな差異がないことを確認する。

④ 緊急時の連絡体制

公募対象歩行者利便増進施設等の設置に当たって工事が必要となること  
が想定されること、長期にわたる道路の占用が見込まれることから、道路管  
理者として、災害の発生時等の緊急時に、迅速かつ確実に占用者等と連絡が  
取れる体制を整えておくために記載させる。

⑤ 添付書類

道路管理者は、歩行者利便増進計画に次に掲げる書類の添付を求めること  
を基本とする。

ア 道路の占用の場所を詳細に記載した図面

イ 公募対象歩行者利便増進施設等の構造を詳細に記載した図面

ウ 道路の占用に関する工事の実施方法を記載した書類

エ （提出者が法人又は団体である場合、）法人又は団体の概要について記  
載した書類

オ 事業の実施方針

- ・ 当該道路の特性等を踏まえた事業運営の目標、基本的考え方
- ・ 事業全体のスケジュール及び進め方
- ・ 歩行者の利便の増進に向けた考え方
- ・ 地域との連携方針 等

カ 事業の実施体制

- ・ 申請企業、代表企業その他の構成員及びそれらの協力企業の役割分担
- ・ 業務の実施体制、緊急時の連絡体制、人員の配置
- ・ 各企業の役割に応じた実績
- ・ 申請企業、代表企業その他の構成員の財務健全性 等

キ 公募対象歩行者利便増進施設等の設置計画

- ・ 歩行者の利便の増進に資する施設整備計画
- ・ 景観、バリアフリー等への配慮

ク 公募対象歩行者利便増進施設等の管理運営計画

- ・ 歩行者の利便の増進に資する管理運営計画
- ・ 災害発生時の対応など安全・安心に配慮した管理運営計画
- ・ 周辺地域との連携方策 等

ケ 事業の実施計画

- ・ 資金計画、収支計画
- ・ 利用者数の想定等を基にした持続的な経営計画
- ・ 事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針 等

- コ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないことなどを誓約する書類
- サ その他道路管理者が必要と認める書類

## 2 歩行者利便増進計画の提出期間（法第48条の24第3項関係）

歩行者利便増進計画の提出期間は、原則として、公募占用指針を公示した日の翌日から30日間とすること、提出期限までに道路管理者が指定する提出場所に到達しなかった歩行者利便増進計画は受理しないこととし、それらの旨及び提出場所を公募占用指針の公示において明らかにするものとする。

なお、提出期限までに、いずれの者からも歩行者利便増進計画が提出されない場合においては、公募不調とする。これは、道路管理者が必要に応じて再度公示をすることを妨げるものではない。

## 第4 公募選定の実施

道路管理者は、提出された歩行者利便増進計画の記載事項を確認し、当該歩行者利便増進計画を提出した者の公募選定参加資格の有無を審査した上で、審査の基準に適合していると認められた全ての歩行者利便増進計画について評価を行い、占用予定者を選定することとする（法第48条の25関係）。

なお、歩行者利便増進計画に形式上の不備や要件の不足等があり、軽微な追加、修正により是正が図られると認められる場合には、道路管理者は、当該計画提出者に適宜追加、修正を求めることができるものとする。

### 1 歩行者利便増進計画の審査（第1項関係）

#### (1) 公募占用指針に照らし適切なものであること（第1号）

道路管理者は、歩行者利便増進計画の記載事項に不足がないかを確認するとともに、公募占用指針に照らしてその内容が適切なものであるかどうかを審査するものとする。

#### (2) 法第33条第1項の政令で定める基準に適合するものであること（第2号）

歩行者利便増進計画に記載された法第32条第2項各号に掲げる道路占用許可申請書の記載事項を確認、審査した上で、判断するものとする。

#### (3) 道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと（第3号）

法第33条第1項の政令で定める基準の観点に限らず、歩行者利便増進計画に記載された法第32条第2項各号に掲げる道路占用許可申請書の記載事項から総合的に判断するものとする。

#### (4) 不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと（第4号）

歩行者利便増進計画の提出者（提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。以下同じ。）が、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、公募選定に参加させることができないものとする。

なお、⑤から⑨までのいずれかに該当する疑いがある場合には、歩行者利便増進計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長に別記様式1により照会を行うものとする。また、当該照会は、公募の実施後においても、道路管理者が必要と認める場合に適宜行うことができるものとする。

- ① 道路占用許可の手續を履行する能力を有しないと道路管理者が認めるとき。
- ② 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認めるとき。
- ③ 法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき。
- ④ 法第73条第1項の規定に基づく督促状により督促しているとき。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員であるとき。
- ⑥ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ⑦ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ⑨ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑩ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適當であると道路管理者が認めるとき。

## 2 警察署長協議（第3項関係）

従前の占用許可の手續においては、道路占用許可申請書の提出を受けて警察署長への協議を行っているが、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかであると警察署長が認める歩行者利便増進計画について、その提出者を占用予定者として選定することは適當でないことから、道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく道路使用許可を必要とする場合については、あらかじめ評価の時点で、提出された歩行者利便増進計画ごとに別記様式2により当該占用の場所を管轄する警察署長への協議を行うこととする。

## 3 歩行者利便増進計画の評価及び占用予定者の選定（第2項及び第4項から第6

項まで関係)

道路管理者は、提出された歩行者利便増進計画の中で、第48条の25第1項各号に掲げられる基準に適合していると認められるときは、第48条の23第2項第6号の評価の基準として、第2の1(7)により公募占用指針で定めた基準に従って、その適合していると認められたすべての歩行者利便増進計画について評価を行うこととする。

道路管理者は、道路の機能を損なうことなく当該道路の歩行者の利便の増進を図る上で最も適切であると認められる歩行者利便増進計画を提出した者を占用予定者として選定し、通知することとする。

なお、選定に当たっては、あらかじめ学識経験者の意見を聴いた上で選定することとする。学識経験者の意見聴取に当たっては2名以上から行うこととし、必要な分野の専門家で構成される評価・選定のための委員会を設置して行うことが望ましい。委員会の構成員については、歩行者利便増進施設等の特性や想定する事業内容等に応じて構成することが望ましい。

## 第5 歩行者利便増進計画の認定

### 1 歩行者利便増進計画の認定（法第48条の26第1項関係）

道路管理者は、道路の機能を損なうことなく道路の歩行者の利便の増進を図る上で適切と選定された歩行者利便増進計画について、道路の場所を指定して認定を行うものとする。

このとき、第4の2の警察署長協議において、当該歩行者利便増進計画の修正を求められていた場合には、道路管理者は、必要に応じて当該計画提出者に修正を求め、修正後の歩行者利便増進計画を認定するものとする。

また、認定する際には、第2の2で意見聴取した市町村等に認定する計画の内容について情報提供を行うものとする。

さらに、公募占用指針で定められた認定有効期間よりも短い期間を歩行者利便増進計画に記載した占用予定者に対しては、当該期間に限って認定することとする。

### 2 歩行者利便増進計画の変更（法第48条の27第1項及び第2項関係）

認定を受けた歩行者利便増進計画（以下「認定歩行者利便増進計画」という。）の提出者（以下「認定計画提出者」という。）からの変更申請を受けて、当該変更が適当であると認めるときは、これを認定するものとする。

認定歩行者利便増進計画の変更を認めるのは、公募対象歩行者利便増進施設等の機能の充実等により、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の一層の増進に寄与することが見込まれると道路管理者が認める場合のほか、災害等による道路状況の変化により公募対象歩行者利便増進施設等の構造を変更する場合、景況による

需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情があると道路管理者が認める場合とする。

なお、変更の認定を行おうとする場合であって、当該変更後の歩行者利便増進計画による公募対象歩行者利便増進施設等の設置が道路交通法に基づく道路使用許可を必要とするときは、道路の交通に支障を及ぼすものでないことの確認等のため、別記様式2により当該占用の場所を管轄する警察署長への協議を行うものとする。

### 3 歩行者利便増進計画の認定、変更等の公示等（法第48条の26第2項及び第48条の27第3項関係）

道路管理者は、歩行者利便増進計画を認定した場合において、歩行者利便増進計画の認定日、認定有効期間、占用の場所及び認定計画提出者（個人の場合は「個人」とする。）を公示するものとし、別記様式5により事務所への備付け、ホームページへの掲載その他の方法により、これを行うものとする。当該公示の内容については、認定有効期間中、別記様式6によりホームページへ掲載することを基本とする。また、認定計画提出者に対しては、別記様式7により通知を行うものとする。

これらは、認定歩行者利便増進計画の変更又は取消しを行った場合においても同様とする。

## 第6 認定歩行者利便増進計画に基づく道路の占用の許可

歩行者利便増進計画が認定された後は、従前の占有許可のと同様に、歩行者利便増進計画に基づく占有許可申請を受けて道路の占有の許可を行うこととする（法第48条の28関係）。

### 1 占有対象歩行者利便増進施設等を設置する義務（第1項関係）

認定計画提出者は、認定歩行者利便増進計画（変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って公募対象歩行者利便増進施設等を設置しなければならないが、原則として、歩行者利便増進計画の認定（変更の認定を含む。）の公示日から起算して15日以内に、認定歩行者利便増進計画に基づいた道路占有許可申請書を提出しなければならないものとする。

### 2 道路の占有を許可する義務（第2項関係）

道路管理者は、認定計画提出者から認定歩行者利便増進計画に基づいた道路占有許可申請があった場合において、原則として、道路占有許可申請書の提出を受けた日から起算して1週間以内に、道路の占有を許可しなければならないものとする。この場合において、道路管理者は、次に掲げる事項に留意する必要がある。

(1) 公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い講ずる清掃その他の措置（同条

### 第3項関係)

公募占用指針に定め、歩行者利便増進計画への記載を求める清掃その他の措置を実施することを許可の条件に含めることとする。

#### (2) 認定の効果（同条第4項関係）

認定計画提出者は、認定有効期間中、道路管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合を除いて占用許可の更新を保証されることとなる。

#### (3) 警察署長協議（法第32条第5項関係）

従前の占用許可の手続のとおり、道路交通法に基づく道路使用許可を必要とする場合については、規則別記様式第5により、あらかじめ当該占用の場所を管轄する警察署長への協議を行うこととする。

このとき、周辺の交通実態等について歩行者利便増進計画の評価を行った時点では予想されなかった変化があり、警察署長から認定歩行者利便増進計画の変更を求められた場合には、道路管理者は、認定計画提出者に当該計画の変更申請を求め、変更後の認定歩行者利便増進計画に基づいた道路占用許可申請書を提出させるものとする。

#### (4) その他

① 歩行者利便増進計画に添付する「暴力団又は暴力団員でないことなどを誓約する書類」に違反することとなった場合には占用許可を取り消すことを、許可の条件に含めることとする。

② 認定有効期間が満了したときには、道路管理者が別に定めるところにより当該占用場所を原状回復しなければならない旨を、許可の条件に含めることとする。

## 第7 認定の取消し

道路管理者は、認定計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消すことができるものとする（法第71条第1項第3号関係）。

また、道路管理者は、認定計画提出者が許可の条件に違反するなどしたことにより認定歩行者利便増進計画に基づく占用許可を取り消した場合には、認定した道路の場所について当該認定計画提出者以外の者による占用を可能とするため、当該認定を取り消すことができるものとする（同条第2項第3号関係）。

## 第8 関係機関との調整

道路と河川等、道路と効用を兼ねる場所への占用のほか、道路交通法に基づく道路使用許可が必要となる占用に係る本通知による手続に当たっては、道路管理者は、あらかじめ関係機関と十分な調整を行うことにより、関係法令等に規定する手続に支障を及ぼすことのないよう努めることとする。

## 第9 その他

公募占用関係事務に係る標準処理期間については、別紙に定めるとおりとする。  
なお、標準処理期間は、処理に要する期間の目安を定めるものであり、期間内に処理を完結すべき義務を発生させるものではない。

一般国道〇号 公募占用指針

1. 概要

(1) 公募対象歩行者利便増進施設等の種類

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第16条の2第〇号に定める△△

(2) 道路の占用の場所

- ① 対象道路所在地                    〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇
- ② 対象区域面積                    m<sup>2</sup>（別添、位置図等参照）
- ③ 対象道路の種類
- ④ 対象道路の都市計画上の位置付け
- ⑤ 主な道路附属物の状況（種類、数量、場所等）
- ⑥ 主な占用物件の状況（種類、数量、場所等）

(3) 占用の開始の予定時期

年 月 日

(4) 道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い求める措置

※ 公募対象歩行者利便増進施設等の種類や道路の占用の場所に応じて必要となる、日常的な道路の点検、清掃、植栽の管理、放置自転車対策等の措置について、実施体制、方法、頻度等の条件を記載。

(5) 占用料の単価

1年あたり〇円/m<sup>2</sup>

(6) 認定の有効期間

20年

(7) 占用予定者を選定するための評価の基準

- ① 事業の実施方針
- ② 事業の実施体制
- ③ 公募対象歩行者利便増進施設等の設置計画
- ④ 公募対象歩行者利便増進施設等の管理運営計画
- ⑤ 事業の実施計画

2. 歩行者利便増進計画の作成等

(1) 歩行者利便増進計画の作成要領

様式1～5（A4判）により、作成してください。提出された歩行者利便増進計画を審査し、公募対象歩行者利便増進施設等のための占用予定者を選定するための評価を行います。

なお、提出された歩行者利便増進計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがあります。また、本公募占用指針において示した事項以外の内容を含む歩行者利便増進計画については、無効とすることがあります。

様式	留意事項
歩行者利便増進計画（様式1）	① 「占用計画期間」の欄には、本公募占用指針に定められた認定の有効期間内において占用を希望する期間を記載願います。 ② 「占用の期間」の欄には、①の期間に合わせて占用の開始の時期、占用の終了の時期を記載するとともに、5年ごとに占用許可の更新手続が必要となりますので、それぞれの更新の時期を記載願います。 ③ 「添付書類」の欄には、道路の占用の場所、設置する施設等の構造、工事の実施方法等を明らかにした図面その他の歩行者利便増進計画に添付する書類名を記載願います。
公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置（様式2-1）	① 施設等の管理、安全対策等の実施体制、方法等を記載願います。 ② 日常的な道路の点検、清掃等について、実施体制、方法等を記載願います。 ※ 公募選定に参加するための必須事項となりますので必ず記載願います。その他、道路の管理に資する取組があれば併せて記載願います。
歩行者利便増進計画の評価に必要な事項（様式2-2）	① 事業の実施に対する基本的考え方等について記載願います。 ② 事業の実施体制として、関係者の役割分担等について記載願います。 ③ 公募対象歩行者利便増進施設等の整備計画等について記載する。 ④ 公募対象歩行者利便増進施設等の管理運営計画等について記載する。 ⑤ 事業の実施計画として、資金計画・収支計画等について記載する。
法人概要（様式3-1）及び役員名簿	事業の内容、役員の氏名等を記載願います。 なお、個人の場合は、様式3-1は不要であり、様式3-2に

(様式3-2)	より、氏名、生年月日等を記載願います。
災害等緊急時における連絡体制(様式4)	占有者(代表者、現場管理者、施設管理者等)及び工事請負事業者(工事責任者、現場監督者等)から道路管理者への連絡体制図を記載願います。
暴力団排除に関する誓約書(様式5)	記載事項を確認の上、氏名等を記載願います。

(2) 歩行者利便増進計画の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

年 月 日 時まで【必着】

期限までに以下の提出場所に到達しなかった場合には、いかなる理由をもっても受理しません。

② 提出先

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

〇〇合同庁舎〇階 道路管理者公募占用担当部署

電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

③ 提出方法

以下 E-mail アドレス先への電送又は上記②へ持参又は送付(書留郵便又は信書便に限る。)してください。

E-mail

3. 歩行者利便増進計画の評価対象資格の有無に係る審査

(1) 歩行者利便増進計画が、公募占用指針に照らし適切なものであること

(2) 公募対象施設等のための道路の占用が、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第33条第1項の政令で定める基準に適合するものであること

(3) 公募対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが見られるものではないこと

(4) 歩行者利便増進計画の提出者(提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。)が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと

① 道路占用許可の履行する能力を有しないと道路管理者が認めるとき

② 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認めるとき

③ 法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき

④ 法第73条第1項の規定に基づく督促状により督促をしているとき

⑤ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第

77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- ⑥ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ⑦ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ⑨ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ⑩ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適当であると道路管理者が認めるとき

#### 4. 評価までの流れ

##### (1) 担当部局

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇

〇〇合同庁舎〇階 道路管理者公募占用担当部署

電話 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

##### (2) 公募占用指針説明会の開催 ※開催しない場合は、記載する必要なし

###### ① 開催日時、場所

###### ② 参加申込方法

様式6に必要事項を記載の上、申し込んでください。

###### ③ 参加申込期間

##### (3) 公募占用指針に関する質問書

公募占用指針の内容について質問がある場合には、書面(様式7)にて質問を受け付けます。質問書に対する回答は、HPにて閲覧に供することとします。

なお、公募の公平性を確保するため、提出された歩行者利便増進計画についての個別の質問等について回答はしかねますので、ご了承ください。

##### ※閲覧場所のURLを記載

###### ① 質問書の提出方法

郵送又は電送によるものとします。

※電送の場合には、使用ソフトを記載

###### ② 提出先

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇

〇〇合同庁舎〇階 道路管理者公募占用担当部署

電話 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

E-mail

###### ③ 質問書の申込期間

年 月 日から 年 月 日 時まで

(ただし、歩行者利便増進計画の作成に関する質問は、 年 月 日時  
まで)

## 5. 評価の実施

### (1) 評価の基準

歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するための道路であることが十分に理解され、公募対象歩行者利便増進施設等の占用にかかる事業の実施を通じて歩行者の利便の増進を最も図ることとする提案を適切に評価されるよう留意し、項目ごとに点数配分するなど可能な限り定量的に評価します。

(項目例)

#### ① 事業の実施方針

- ・ 当該道路の特性等を踏まえた事業運営の目標、基本的考え方
- ・ 事業全体のスケジュール及び進め方
- ・ 歩行者の利便の増進に向けた考え方
- ・ 地域との連携方針 等

#### ② 事業の実施体制

- ・ 申請企業又は代表企業及びその他の構成員ならびにそれらの協力企業の役割分担
- ・ 業務の実施体制、緊急時の連絡体制、人員の配置
- ・ 各企業の役割の応じた実績
- ・ 申請企業、代表企業及びその他の構成員の財務健全性 等

#### ③ 公募歩行者利便増進施設等の設置計画

- ・ 歩行者の利便の増進に資する施設整備計画
- ・ 景観、バリアフリー等への配慮
- ・ 施工計画、工事工程計画 等

#### ④ 公募対象歩行者利便増進施設等の管理運営計画

- ・ 歩行者の利便の増進に資する管理運営計画
- ・ 災害発生時の対応など安全・安心に配慮した管理運営計画
- ・ 公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い講ずる清掃その他の措置
- ・ 周辺地域との連携方策 等

#### ⑤ 事業の実実施計画

- ・ 資金計画、収支計画
- ・ 利用者数の想定等を元にした持続的な経営計画
- ・ 事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針 等

### (2) 占用予定者の選定方法

評価の基準に従い、道路の機能を損なうことなく歩行者の利便の増進を図る上で最も適切であると認められる歩行者利便増進計画を提出した者を占用予定者

として選定します。

(3) 道路の占用にあたって道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条第 1 項の規定による道路使用許可が必要となる場合は、提出された歩行者利便増進計画を元に〇〇警察署と協議を行います。

(4) 占用予定者選定の通知、公表

占用予定者を選定したときは、占用予定者に対し、道路の占用の場所、歩行者利便増進計画の認定予定日を通知します。また、ホームページに公募の実施結果（公募占用指針件名、道路の占用の場所、評価結果、占用予定者（個人の場合は「個人」とします。））を公表します。

(5) 占用予定者選定の取消し

占用予定者が選定後の手続を辞退した場合には、占用予定者選定を取り消します。

## 6. 歩行者利便増進計画の認定

(1) 認定の公示及び通知

占用予定者が提出した歩行者利便増進計画を認定した場合、歩行者利便増進計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた歩行者利便増進計画（以下「認定歩行者利便増進計画」という。）の提出者（個人の場合は「個人」とします。）等について、事務所に備え付けるとともに、ホームページに掲載します。また、占用予定者に対しては、歩行者利便増進計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知します。

なお、警察署との協議の結果等を踏まえ、歩行者利便増進計画を認定するにあたってその内容の修正を求めることがあります。

(2) 認定歩行者利便増進計画の変更

公募対象歩行者利便増進施設等の機能の充実等により、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の一層の増進に寄与することが見込まれると認められる場合のほか、災害等による道路状況の変化により公募対象歩行者利便増進施設等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定歩行者利便増進計画を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、警察から認定歩行者利便増進計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

(3) 認定の取消

認定歩行者利便増進計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

## 7. 道路の占用の許可

### (1) 占用許可申請手続

認定計画提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占用許可申請を行ってください。

#### ① 申請窓口

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇

道路管理者占用許可事務担当部署

電話 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

#### ② 申請書類

- ア 道路占用許可申請書
- イ 認定された歩行者利便増進計画
- ウ 歩行者利便増進計画認定通知（写し）
- エ 委任状（代理申請の場合のみ）
- オ その他道路管理者が必要であると認める書類

#### ③ 申請期限

- ア 占用許可申請は、歩行者利便増進計画の認定日から 15 日以内に行ってください。
- イ 特段の理由無く、占用許可の申請手続を行わない場合は、歩行者利便増進計画の認定を取り消すことがあります。

### (2) 占用許可の条件

対象物件や占用の場所に応じ、一般条件のほか、歩行者利便増進施設等ごとに令及び関連通達に基づく条件等を付与します。

なお、占用許可の条件に違反した場合は、占用許可を取り消すことがあります。

### (3) 占用許可の期間

認定した歩行者利便増進計画に記載された期間中、占用を認めます。ただし、5年ごとに更新の手続が必要となり、更新に当たっては事業継続の意思確認をするとともに、当該施設が道路構造に支障を生じさせていないこと及び許可条件違反がないことなどを確認します。

### (4) 占用料の額及び支払方法

- ① 土地の価格の上昇等を踏まえて令別表に定める占用料の額が改定された場合には、改定後の占用料の額を適用して徴収します。
- ② 占用料の支払いは、占用を許可したときに当該年度分を支払い、次年度以降においては、当該年度の占用料を毎会計年度4月30日までに支払うものとします。なお、支払い方法は、〇〇歳入徴収官が発行する納入告知書により納めるものとします。
- ③ 年度途中での占用開始又は終了の場合は、同年度の占用料は月割計算とします。また、徴収する金額が100円未満であった場合には、これを100円

に切り上げた額とします。

- ④ 指定された期日までに占用料が納付されない場合には、法第 73 条に基づき延滞金を徴収する場合があります。
- ⑤ 既納の占用料は還付しません。

## 8. その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (2) 歩行者利便増進計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された歩行者利便増進計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、道路管理者から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された歩行者利便増進計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、歩行者利便増進計画の評価に係る審査のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供することがあります。
- (5) 認定した歩行者利便増進計画の内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (6) 認定しなかった歩行者利便増進計画は、原則として返却いたしません。なお、返却を希望する場合には、その旨を歩行者利便増進計画を提出する際に申し出てください。

【別添2 標準公募占用指針公示例】

年 月 日

(道路管理者) 印

一般国道○号 公募占用指針

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の23第1項の規定に基づき、公募占用指針を定めたので、同条第6項の規定に基づき、公示する。

1 詳細は、「公募占用指針」のとおり。

2 公募占用指針の交付期間、場所

① 交付期間 年 月 日から 年 月 日

② 交付場所 道路管理者公募占用担当部署

③ 交付方法 手交 ※HPからも入手可能な場合は、URLを記述

## 【別記様式1】

番 号  
年 月 日

照 会 書				
商号又は氏名				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
照会事項	<p>上記の者について、以下に該当する者か否か。 (歩行者利便増進計画等を添付)</p> <p>(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である</p> <p>(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている</p> <p>(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している</p> <p>(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている</p> <p>(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している</p>			
参考				
<p>上記のとおり照会します。</p> <p>〇〇県警察本部暴力団対策主管課長 殿</p> <p style="text-align: right;">(道路管理者) 印</p>				

【別記様式2】

番 号  
年 月 日

〇〇警察署長 殿

(道路管理者) 印

歩行者利便増進計画に関する協議について

標記について、道路法第48条の25第3項の規定により、別添のとおり協議する。

(別添)

歩行者利便増進計画提出者名

-----

番 号  
年 月 日

(道路管理者) 殿

〇〇警察署長 印

歩行者利便増進計画に関する回答書

年 月 日付け 第 号で協議のあった歩行者利便増進計画について、下記のとおり回答する。

記

【別記様式3】

番 号  
年 月 日

殿

(道路管理者) 印

### 占用予定者選定通知書

下記のとおり、占用予定者として選定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第48条の25第5項の規定に基づき、通知します。

#### 記

1. 道路の占用の場所
2. 歩行者利便増進計画の認定予定日

【別記様式 5】  
年 月 日

(道路管理者)

### 歩行者利便増進計画の認定について

○年○月○日付けで公示した【公募占用指針件名】について、公募占用を実施した結果、下記のとおり歩行者利便増進計画を認定したので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 26 第 2 項の規定に基づき、公示する。

#### 記

1. 歩行者利便増進計画の認定日
2. 認定の有効期間
3. 道路の占用の場所
4. 認定計画提出者

【別記様式7】

番 号  
年 月 日

殿

(道路管理者) 印

### 歩行者利便増進計画認定通知書

○年○月○日付けで提出のあった歩行者利便増進計画について、評価の結果、道路法（昭和27年法律第180号）第48条の26第1項の規定に基づき認定したので、通知する。

#### 記

1. 歩行者利便増進計画の認定日
2. 認定の有効期間
3. 道路の占用の場所
4. 占用許可申請に関する留意事項

認定を受けた歩行者利便増進計画に基づき、次の関係書類を添えて、以下の窓口へ占用許可申請を行ってください。

① 申請窓口

〒○○○—○○○○ ○○県○○市○○町○—○—○  
道路占用許可手続担当部署

② 申請書類

- ・ 道路占用許可申請書
- ・ 歩行者利便増進計画の認定通知（写し）
- ・ 認定された占用計画書
- ・ 委任状（代理申請のみ）
- ・ その他（道路管理者が必要と認める書類）

③ 占用許可申請手続期限

- ・ 占用許可申請は、 年 月 日までに行ってください。

## 5. 認定歩行者利便増進計画に関する留意事項

- (1) 災害による道路状況の変化により公募対象施設等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定を受けた歩行者利便増進計画（以下「認定歩行者利便増進計画」という。）を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要があります。
- (2) 認定歩行者利便増進計画の提出者（以下「認定計画提出者」という。）が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合には、認定を取り消すことがあります。

この歩行者利便増進計画認定について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この歩行者利便増進計画認定通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に審査請求することができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなります。）。

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この許可書を受け取った日（当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知書を受け取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。





## 歩行者利便増進計画

年 月 日

(道路管理者) 殿

住所

商号又は名称

代表者名

担当者名

連絡先

年 月 日付けで公示のあった【公募占用指針件名】について、道路法(昭和27年法律第180号)第48条の24の規定により、歩行者利便増進計画を提出します。

公募対象歩行者利便増進施設等の設置又は管理により達成しようとする歩行者の利便の増進に係る目標			
占用計画期間	年		
占用の期間	当初許可	年 月 日 から 年 3月31日 まで	
	1回目更新	年 4月 1日 から 年 3月31日 まで	
	2回目更新	年 4月 1日 から 年 3月31日 まで	
	3回目更新	年 4月 1日 から 年 3月31日 まで	
	4回目更新	年 4月 1日 から 年 月 日 まで	
占用の場所 ※要図面	路線名		
	場 所		
公募対象施設等 ※数量一覧で整理することも可能	名称	規模	数量
公募対象施設等の構造 ※要図面			
占用料の額(概算)	円		
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
工事の実施方法 ※要図面			
道路の復旧方法 ※要図面			
添付書類			

(記載要領)

- ① 「占用計画期間」の欄には、本公募占用指針に定められた認定の有効期間内において、占用を希望する期間を記載願います。
- ② 「占用の期間」の欄には、①の期間に合わせて占用の開始の時期、占用の終了の時期を記載するとともに、5年ごとに占用許可の更新手続きが必要となることから、それぞれの更新の時期を記載願います。
- ③ 「占用料の額(概算)」の欄には、公募占用指針に記載の占用料単価を参考に、設置する物件等の1年あたりの占用料を計算した額を記載願います。
- ④ 「添付書類」の欄には、道路の占用の場所、設置する施設等の構造、工事の実施方法等の詳細を明らかにした図面その他歩行者利便増進計画に添付する書類名を記載願います。

## 公募対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置

実施項目	実施体制、方法等
<b>1. 公募対象施設等に関するもの</b>	
施設等の管理	
施設等の安全対策	
<b>2. 占用の場所に関するもの</b>	
日常的な道路の点検	
道路の清掃	
<b>3. その他</b>	

(記載要領)

- ①施設等の管理、安全対策等の実施体制、方法等を記載願います。
- ②占用の場所の清掃、日常的な道路の点検等について、実施体制、方法等を記載願います。
- ③その他、道路の管理に資する取組があれば記載願います。

① 事業の実施方針について
② 事業の実施体制について
③ 公募対象歩行者利便増進施設等の設置計画について
④ 公募対象歩行者利便増進施設等の管理運営計画について
⑤ 事業の実施計画

## 法人概要

商号又は 名称		代表者	
所在地		設立年月日	
事業所数		従業員数	
事業内容			
担当者名		所属部署 連絡先	



【様式4】

## 災害等非常時における連絡体制

※緊急連絡網をイメージして、作成願います。

## 誓約書

私

当社は、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が占用許可及び占用計画の認定を取り消されることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

- 1 下記のいずれにも該当しません。また、認定の有効期間中にわたって該当することはありません。
  - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している
- 2 認定の有効期間中にわたって、下記のいずれの行為も行いません。
  - (1) 暴力的又は不当な要求行為
  - (2) 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - (3) 偽計又は威力を用いて道路管理者の業務を妨害する行為
  - (4) その他(1)～(3)に準ずる行為
- 3 認定の有効期間中にわたって、下記の用途で道路の占有を行うことはありません。
  - (1) 暴力団事務所又はこれに類するものの用に供すること
  - (2) その他公序良俗に反するものの用に供すること

（道路管理者） 殿

○年○月○日

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

## 公募占用指針説明会参加申込書

年 月 日

(道路管理者) 殿

年 月 日付で公示のあった【公募占用指針件名】に係る説明会への参加を申し込みます

商号又は名称	
所在地	〒
所属・役職	
担当者氏名	他 名
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

※申込者単位でご提出ください。

※担当者氏名は、代表となる方を記入してください。

※会議室の都合上、●名までとさせていただきます。

※切： 年 月 日

※提出先：(道路管理者公募占用担当部局) 担当者名

e-mail：

電話：

【様式7】

公募占用指針に関する質問書

年 月 日

(道路管理者) 殿

年 月 日付けで公示のあった【公募占用指針件名】につきまして、下記のとおり質問します。

質 問 者	商号又は名称	
	所在地	〒
	所属・役職	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
質 問 事 項		

※質問の内容のほか、質問の意図・背景についても可能な限り記載してください。

※文章はできるだけ簡潔なものとしてください。

※質問者への個別回答は行いません。

※質問及び回答の公表は、質問者が特定できないよう行います。

※○年○月○日（○）午前0時から（道路管理者）のHPで公表します。

URL :

※切： 年 月 日

※提出先：（道路管理者公募占用担当部局） 担当者名

e-mail :

電 話 :

(HP掲載例)

## 【公募占用指針件名】についての質問に対する回答

事項	受付日	質問内容	回答
公募対象施設等			
道路の占用の場所			
占用の開始の時期			
公募対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置			
認定の有効期間			
評価対象資格			
評価対象資格			
歩行者利便増進計画			

